

総合防災センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

総合防災センター条例施行規則の一部を改正する規則

総合防災センター条例施行規則（昭和61年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休所日) 第2条 岩手県立総合防災センター（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） (2) [略] 2 [略]	(休所日) 第2条 岩手県立総合防災センター（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎週日曜日及び</u> 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） (2) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。